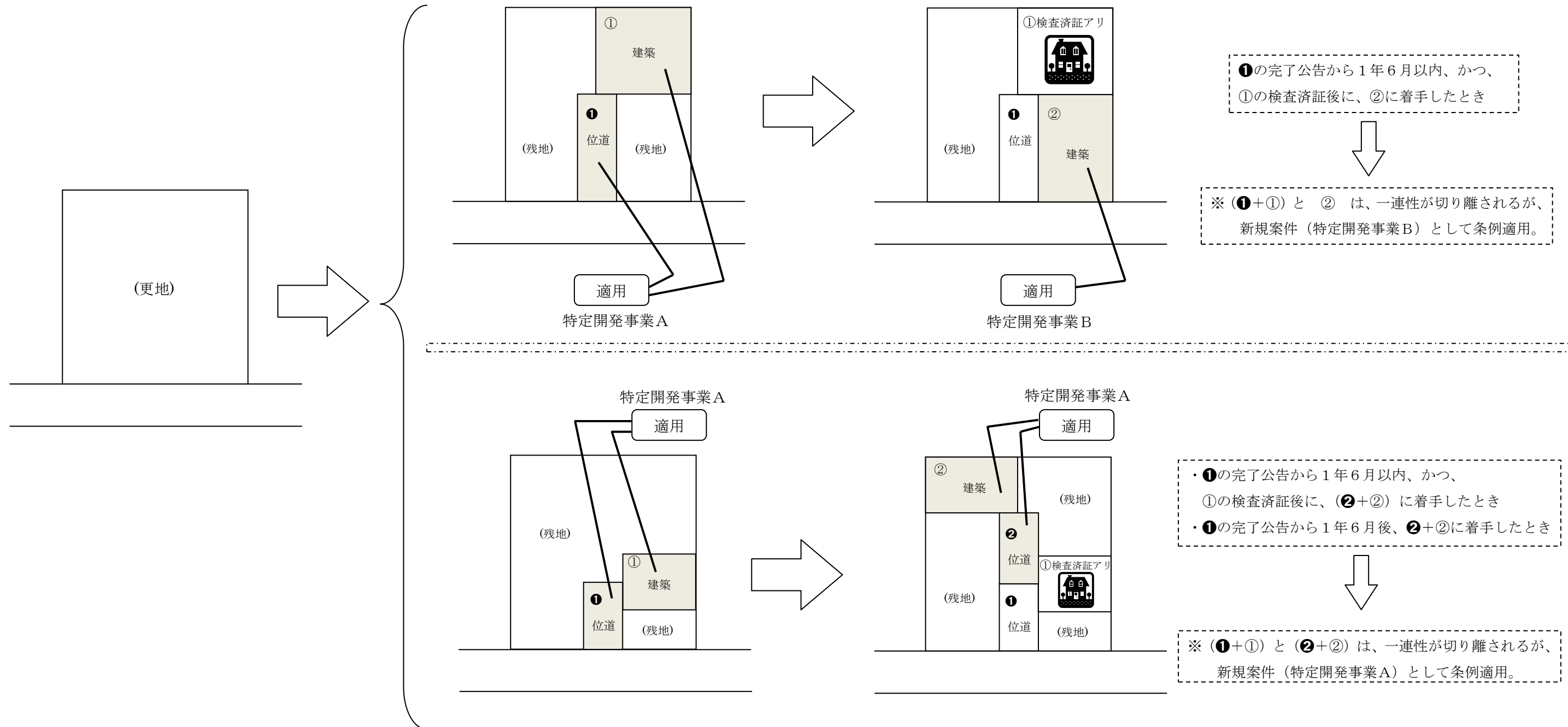


位置指定道路を新設する開発行為／隣接地での建築行為を条例適用とする

1. 適用対象のイメージ図

【適用対象（案）】

- 特定開発事業A：道路位置指定の申請を伴う開発行為で300㎡未満のもの
- 特定開発事業B：位置指定道路に隣接した土地での建築行為（位置指定公告から1年6月以内）



2. 基準

【基準（案）】

1. まちづくり条例の面積基準を適用する。
2. 敷地面積の10%以上を緑化する。

(参考)

逗子市まちづくり条例施行規則 別表第3 (第39条関係) 敷地面積基準

用途地域	1区画当たりの面積 (㎡以上)
第1種低層住居専用地域	165 ※開発区域の面積が、1,000㎡未満のものについては、2区画に限り、1区画面積を140㎡以上とすることができる。
第1種中高層住居専用地域	140
第2種中高層住居専用地域	140
第1種住居地域	140 (165) ※新宿1丁目、新宿2丁目、新宿3丁目の一部、新宿5丁目の一部及び逗子6丁目の一部で別に定めるところについては、( )内を敷地面積とする。
第2種住居地域	140
近隣商業地域	120
商業地域	110
準工業地域	140

3. 手続フロー

